

地域住民との協働による堤防等の維持管理について

四国技術事務所
副所長 鷺津隆廣

1. はじめに

公共事業などの社会資本整備にかかる予算は、今後、より一層厳しくなると予想されます。平成22年度の政府予算案が閣議決定（H21.12.25）され、国土交通省では公共事業関係費を15.2%減で発表しています。また、維持管理に係る直轄事業負担金の抜本の見直しにより、直轄河川の維持管理費は相当厳しいものになります。このため、今後の河川管理については、行政だけでなく民である地元の自治会と連携した取り組みが必要となってきます。

本誌では、旧吉野川における地元自治会による堤防除草及び仁淀川における住民による河川敷内の放置竹林等の伐採の取り組みについて紹介します。

2. 各河川での取り組み

1) 旧吉野川

吉野川では、全国に先駆けアドプト・プログラム（養子縁組）制度を取り入れた神山町の住民グループに続き、平成11年に吉野川交流推進会議が事務局となり、アドプト・プログラム吉野川がスタートしており、堤防や河川敷の担当区間の清掃・美化活動が、流域の企業や住民グループにより定期的に実施されています。

徳島県鳴門市矢倉地区（旧吉野川左岸距離標 2k/4～2k/4+100m）では、矢倉地区の河川堤防完成を機会に、これより以前から地元自治会が中心となり平成2年度より2回／年、堤防除草を実施しています。

自治会による除草は毎年、河川愛護月間（7月）と秋（10月頃）に実施され、地区の住民約20人が草刈り機や鎌を片手に汗だくになりながら頑張っており、集積された草やゴミは、軽トラックで集積し堆肥等に処理しています。矢倉地区自治会では、この業績が認められ、過去に徳島工事事務所より事務所長表彰を受けており、自治会の方の誇りと励みになっています。

徳島河川国道事務所においても、ゴミ袋の配布や協働実施、ゴミ処分等の協力、支援をしています。



堤防改修記念碑



除草後の状況

2) 仁淀川

高知県吾川郡いの町波川地区（仁淀川右岸距離標 12k/2+100m ～ 12k/8）では、住民グループ「波川まちづくり委員会」が中心となり、地区住民（30名）が平成20年度より4～5回／年を目安に、チェーンソーや草刈り機により、河川敷の雑木林（放置竹林等）の内、小木等の伐採を実施しています。

「波川まちづくり委員会」では、伐採にあわせて、自生しているヤブ椿群生地を散策できる500mの遊歩道整備の計画（3年間）を立てており、伐採に先立ち、波川まちづくり委員会を中心に、公民館・婦人会・子供会・老人クラブ等の団体のほか、樹木医も参加して樹種の現況調査を実施し、良好な林内環境となるよう伐採すべき樹木を選定しています。

遊歩道づくりは、H21年度に着手したばかりで整備区間は未だ100m程度ですが、「きれいな川と暮らそう基金」（日本河川協会）は、「波川まちづくり委員会」の取り組みに、平成21年度に60万円を助成しています。



放置竹林伐採状況



伐採完了（遊歩道整備）状況

3. 今後の課題

河川堤防の整備の進展に伴い、堤防除草等の維持的経費は、年々増加していますが、昨今の厳しい財政状況下において、今後、直轄河川の維持管理は、国交省だけでは十分な管理ができなくなる恐れがあります。

そのため、今までの発想・視点を転換し、市町村や学校及び地域住民等との連携を重視し、各種基金や助成制度の活用、地域住民によるワークショップの開催など、先進的な取り組みが必要と考えています。

4. おわりに

近年、地球温暖化の影響に伴い、集中豪雨や局地的（ゲリラ）豪雨により、中小河川を中心に急激な水位上昇や洪水氾濫が発生するなど、堤防決壊の危険性が高まっており、適切な維持管理が重要と考えています。これらに対応するには、地域住民自身が日常生活の中で、堤防の維持管理の重要性を理解し、「安全で安心な川づくり」を目指したプロセスを持つ必要があると思っています。

また、今後の水災害の発生を抑制・減災するには、官民一体となった維持管理が必要と思われるので、新たな技術の研究開発の必要があれば、四国技術事務所へ積極的に要望されるよう、お願いします。